

横手市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和3年6月策定
令和5年3月改訂
秋田県横手市

目 次

第1章 背景	1
1、 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	1
2、 前計画の振り返り	1
第2章 計画の基本的事項	3
1、 計画の目的	3
2、 計画の位置付け	4
3、 計画の期間	4
4、 対象とする事務・事業の範囲	4
5、 対象とする温室効果ガスの種類	6
第3章 温室効果ガスの排出量削減目標	7
1、 目標設定の考え方	7
2、 基準年度	7
3、 数値目標	7
第4章 目標達成に向けた取組	8
1、 取組の基本方針	8
2、 具体的取組	8
第5章 推進体制、進捗管理及び公表	11
1、 推進体制及び進捗状況の公表	11
2、 点検・評価・見直し体制	12
参考資料	13
1、 対象施設一覧	13
2、 横手市グリーン購入ガイドライン	21

第1章 背景

1、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成27）年に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランスのパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26.0%削減することが示されています。また、地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）において、地方公共団体が実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

本市では、2006（平成18）年3月に「横手市役所率先行動計画（温暖化防止実行計画）」、2015（平成27）年3月に「横手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「前計画」という。）を策定し、本市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業における温暖化対策を推進してきました。

このたび策定した「横手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）は、前計画の内容の更新・見直しを行い、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの本市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業において排出する温室効果ガスの排出量削減を推進することを目的としています。

その後2021（令和3）年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び気候サミットにおいて、政府は、2050（令和32）年カーボンニュートラルに向け「2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける」という目標を発表し、その内容を明記した地球温暖化対策計画を10月22日に閣議決定しました。

なお、政府が発表した温室効果ガス46%の削減目標数値は全産業の平均であり、市役所などの地方公共団体（部門別 業務その他）の削減目標は51%と改正され、閣議決定前に定められた目標数値を使用している市町村計画は目標数値を修正することが求められたため、令和5年3月に内容を一部改訂しました。

2、前計画の振り返り

(1) 前計画の概要

前計画では、本市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、2013（平成 25）年度を基準として毎年 1%、最終年度である 2020（令和 2）年度までの 6 年間で 6%以上削減することを目標としていました。

(2) 前計画の目標達成状況

前計画の期間内における温室効果ガスの排出量は、図 1 に示すとおりです。2020（令和 2）年度（※暫定値）において、2013（平成 25）年度を基準として 8.6%削減しました。

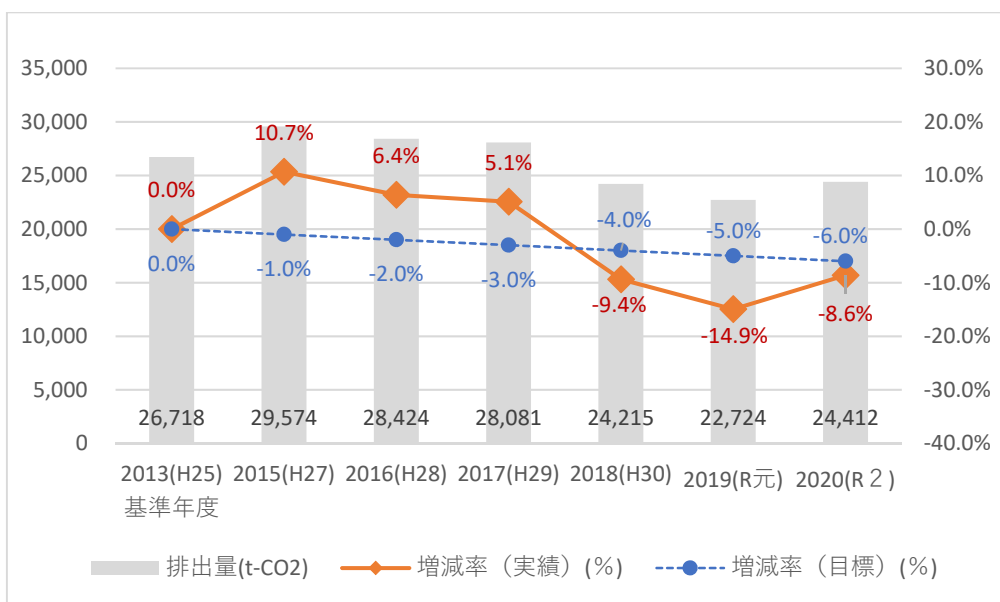


図 1 温室効果ガスの排出量の推移

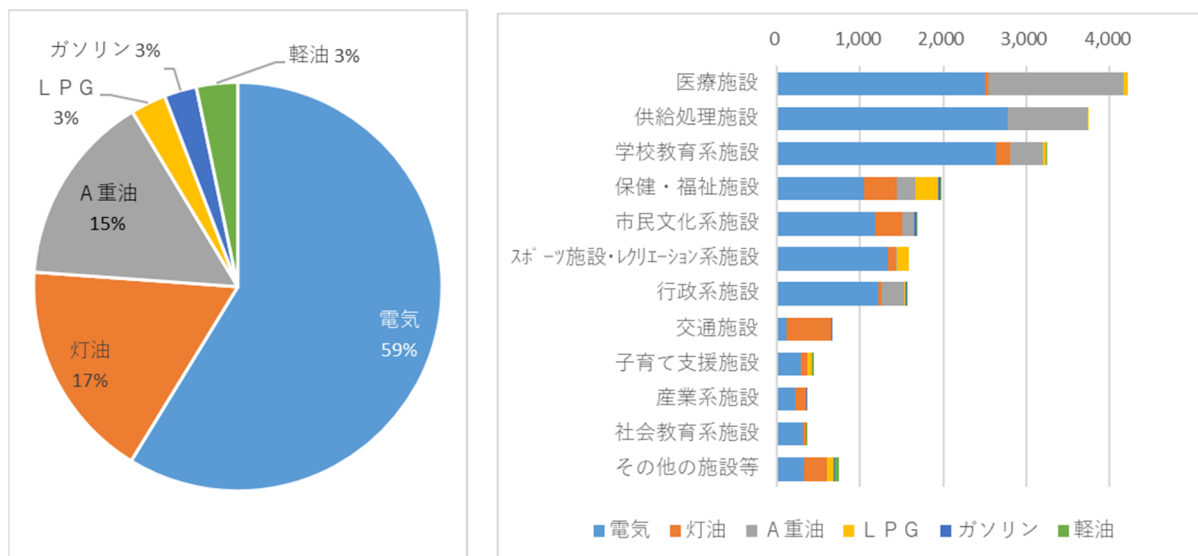


図 2 2019(令和元)年度 温室効果ガスの発生源内訳(左:エネルギー種別毎、右:施設分類毎)

第2章 計画の基本的事項

1、計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、本市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出量削減に向けて、推進すべき取組について示します。

また、自ら温室効果ガスの排出量削減に資する率直的な取組を行うことにより、市民・事業者の規範となる計画です。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 略

2、計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条に規定する地方公共団体実行計画として位置づけられます。また、本計画の推進にあたっては、上位計画である「第 2 次横手市総合計画後期基本計画」及び「第 2 次横手市環境基本計画（改訂版）」と整合・連携を図るものとします。

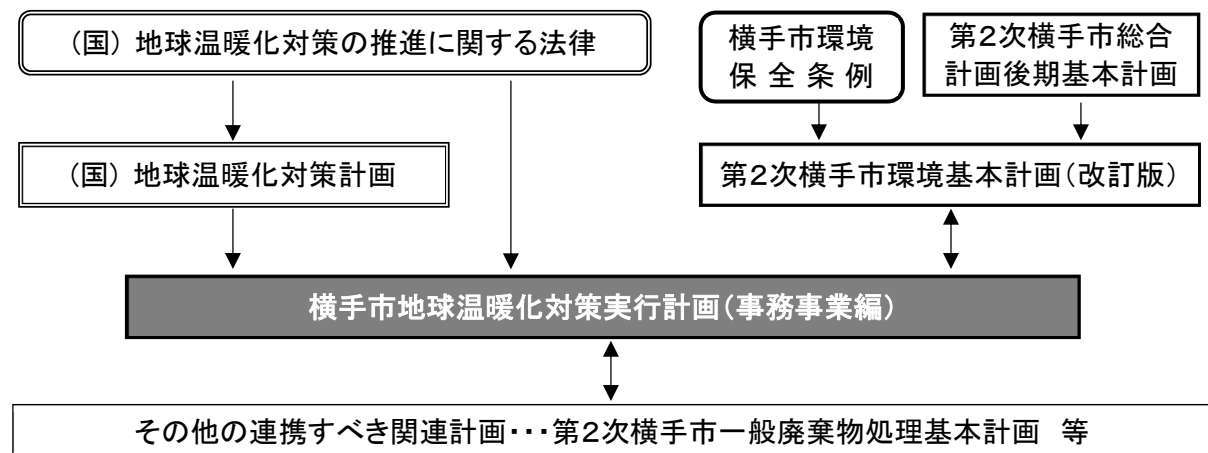


図 3 計画の位置付け

3、計画の期間

本計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とし、2025（令和 7）年度に見直しを行います。また、本計画に掲げる目標数値については、2013（平成 25）年度を基準とします。なお、法改正や社会情勢の大きな変化等があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4、対象とする事務・事業の範囲

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条及び国の「地球温暖化対策計画」に基づき、原則として市立学校、上下水道事業、病院事業等を含む、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた本市が実施する全ての行政事務を対象とします。ただし、外部への委託や指定管理者制度により実施する事務・事業については、受託者等に対して温室効果ガスの排出量削減のために必要な措置を講ずるよう、関係部局等を通じて要請するものとします。

表1 本計画の対象となる組織

部局名	課室所名
総務企画部	総務課、秘書広報課、人事課、経営企画課、情報政策課、危機対策課、大型公共施設整備室
財務部	財政課、財産経営課、税務課、収納課、契約検査課
まちづくり推進部	地域づくり支援課、文化振興課
(横手地域局)	横手地域課
(増田地域局)	増田地域課、増田市民サービス課
(平鹿地域局)	平鹿地域課、平鹿市民サービス課
(雄物川地域局)	雄物川地域課、雄物川市民サービス課
(大森地域局)	大森地域課、大森市民サービス課
(十文字地域局)	十文字地域課、十文字市民サービス課
(山内地域局)	山内地域課、山内市民サービス課
(大雄地域局)	大雄地域課、大雄市民サービス課
市民福祉部	国保市民課、生活環境課、社会福祉課、子育て支援課、まるごと福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム白寿園、介護老人保健施設老健おおもり、指定通所介護事業所
農林部	農業振興課、農林整備課、食農推進課
商工観光部	商工労働課、企業誘致課、観光おもてなし課、横手の魅力営業課
建設部	建設課、都市計画課、建築住宅課
上下水道部	経営管理課、水道課、下水道課
会計管理者	会計課
議会	議会事務局
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局
農業委員会	農業委員会事務局
教育総務部	教育総務課、文化財保護課、図書館課、生涯学習課、スポーツ振興課
教育指導部	教育指導課、学校教育課、学校給食課
消防	消防本部、消防署
病院	市立横手病院、市立大森病院

5、対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化窒素（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類の物質です。このうち、二酸化炭素（CO₂）を除く温室効果ガスについては、本市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業から排出される割合が極めて小さいことから、本計画は二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

表2 本計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な発生源	本計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、廃棄物の焼却	対象
メタン（CH ₄ ）	燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の埋立・焼却、し尿処理施設等における下水等の処理	対象外
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の焼却、し尿処理施設等における下水等の処理	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用・廃棄	
パーフルオロカーボン（PFC）	パーフルオロカーボンの排出	
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	SF ₆ が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄	
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	液晶加工工程における NF ₃ の使用（リモートプラズマ方式以外）	

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.1」（平成29年3月 環境省総合環境政策局環境計画課）、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver.4.6）」（令和2年6月 環境省・経済産業省）

第3章 温室効果ガスの排出量削減目標

1、目標設定の考え方

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」が中期目標として掲げる『2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比51%減（部門別 業務その他）』と同程度の温室効果ガスの排出量削減を目指します。

2、基準年度

2013（平成25）年度を基準年度とします。

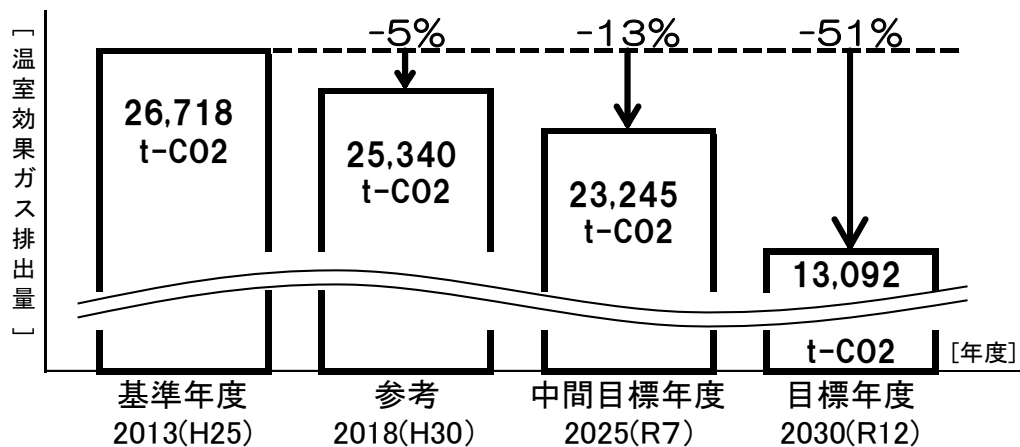
3、数値目標

温室効果ガスの排出量に関する数値的な目標を以下のとおり設定します。

2013(平成25)年度比の温室効果ガスの排出量削減目標
【中間目標年度】2025(令和7)年度 約13%削減
【目標年度】2030(令和12)年度 約51%削減

表3 温室効果ガスの排出量削減目標

	基準年度 2013(H25)	参考 2018(H30)	中間目標年度 2025(R7)	目標年度 2030(R12)
温室効果ガス 排出量	26,718 t-CO ₂	25,340 t-CO ₂	23,245 t-CO ₂	13,092 t-CO ₂
削減率 (対基準年度)	-	5%	13%	51%



第4章 目標達成に向けた取組

1、取組の基本方針

本計画の目標達成のため、次のような取組により、省エネルギー、省資源・廃棄物の排出抑制・グリーン購入等に努めるものとします。

なお、次に掲げる取組は、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、市民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮し、各組織の実態に即した取組を実施するものとします。また、削減目標等の達成に有効と認められる取組がある場合は、柔軟に対応するものとします。

2、具体的取組

(1) 省エネルギー、省資源の推進

ア 照明器具の適正使用

- 不要な照明は消灯し、業務に差し支えのない程度に間引きを行う。
- 始業前、昼休みには、市民サービスに支障のない範囲で消灯する。
- 事務の効率化に努め、時間外勤務を縮減するとともに、ノー残業デーを推進する。
- 時間外勤務のときは、使用していないスペースの消灯を徹底する。
- トイレ、廊下、階段、会議室、倉庫等は、必要な場合のみ点灯する。

イ OA 機器の適正使用

- パソコン、コピー機等の省電力モードを積極的に活用する。
- 退勤時や長期間使用しないときは、パソコンやプリンター等の電源を切る。
- OA 機器の更新、導入時には、電力消費量の少ない製品を選択する。

ウ 冷暖房の適正管理

- 冷暖房は適正な温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）に設定する。
- 窓の開閉、ブラインド、カーテン等を活用する。
- 冷暖房に頼りすぎない服装（クールビズ・ウォームビズ）を励行する。
- 人がいない場合は冷暖房機器をオフにし、状況に応じて出力を抑える等無駄のないよう努める。

エ エレベーターの適正使用

- エレベーターのある施設において、荷物の運搬、来客の案内、その他身体上の障害等特別な理由があるとき以外は、職員の使用は控え階段の使用を推進する。

オ ガス器具の適正使用

- 給湯機やガスコンロは、無駄のないよう適正に使用する。

カ 省エネルギー設備等導入の推進

- LED 照明、人感センサー、高効率空調設備等省エネルギー設備の導入を推進する。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入を推進する。
- 新築、改築及び改修時には、建物の断熱構造化を推進する。

キ 水使用量の削減

- 食器類の洗浄、洗車等の際は、節水に努める。
- 水道の蛇口をきちんと閉め、水の出しっぱなしをなくす。
- 蛇口等の水漏れを発見した場合は、速やかに修理する。

(2) 事務用紙使用量の削減

- 電子掲示板や E メールを活用し、文書等のペーパーレス化に努める。
- 文書や資料等は両面印刷・両面コピーを徹底する。
- 刊行物等はページ数・部数を精査し、必要最小限に抑える。
- 会議資料等はできるだけ簡素化に努める。
- 回覧や文書管理システム等により資料の共有化を図り、個人資料の保有を削減する。
- 次に使用する人がミスコピーしないよう、コピー機使用後は設定をリセットする。
- 使用済みの封筒は、事務用袋等として再利用する。

(3) ごみの減量及びリサイクルの推進

- リサイクルボックス等を活用し、ごみの分別排出を徹底する。
- チラシ類、新聞、本、ダンボール等は、リサイクルに出す。
- 缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装類は、資源ごみとして分別し、リサイクルに出す。
- 使い捨て製品の購入は控え、詰め替えやリサイクル可能な製品を優先して購入し、長期利用に努める。
- 使用済のファイル等の事務用品は保管し、繰り返し使用する。
- 不要な物品があるときは、電子掲示板等で呼びかけ、有効利用を図る。
- 使用頻度の低い物品は共有化し、有効利用を図る。
- 物品購入時には、過剰包装は断り、梱包材や包装紙は納入業者に引き取ってもらうようにする。
- レジ袋削減のため、マイバッグ等を使用する。
- 本市が主催するイベント等の来場者にごみの分別を呼びかける。

(4) グリーン購入の推進

- 「横手市グリーン購入ガイドライン」に従い、グリーンマークやエコマーク等の表示がある環境に配慮した製品を優先して購入する。
- コピー用紙等は、可能な限り古紙配合率の高い用紙を使用する。
- 刊行物等は、可能な限り古紙配合率の高い用紙を使用する。また、大豆油インク等の植物性インクを使用する。
- パソコン等、電化製品を購入する際は、省エネタイプの製品を選択する。
- プリンターやコピー機のトナー利用は、リサイクル可能な製品を選択する。

(5) 公用車の適正使用及び低公害車等の導入

- 急発進、急加速、不要なアイドリングをしない等、エコドライブを実践する。
- エアコンの使用は控えめにする。
- 必要以上の暖機運転はしない。
- タイヤの空気圧を適切に保つ等、点検・整備を行う。
- 不要な荷物を積載しない。
- 近距離の移動は、徒歩又は自転車利用を心がける。
- 公用車を使用する際は、合理的・効率的なルートを選択に努める。
- 公用車の更新や導入の際は、電気自動車、ハイブリッド車等の低公害車、低排出ガス車を選択するよう努める。

(6) その他の取組

ア 近距離通勤における徒歩又は自転車利用の奨励

- 通勤距離がおおむね 2km 以内の職員は、徒歩又は自転車での通勤を奨励する（悪天候や身体上の障害がある場合を除く。）。

イ 職員の意識向上

- 本計画に掲げた取組を実践するのは一人ひとりの職員であり、本計画の目標を達成するために、今後市の公共施設ごとに温室効果ガス排出量を可視化できる仕組みを導入し、職員の意識向上及び必要な知識の提供を図る。

第5章 推進体制、進捗管理及び公表

1、推進体制及び進捗状況の公表

本計画の効率的な推進のため、地球温暖化対策実行計画推進本部を設置します。また、各課室所に主任推進員及び推進員を配置し、取組を着実に推進します。

なお、本計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進法第21条第10項の規定に基づき、本市のホームページ等で毎年公表します。

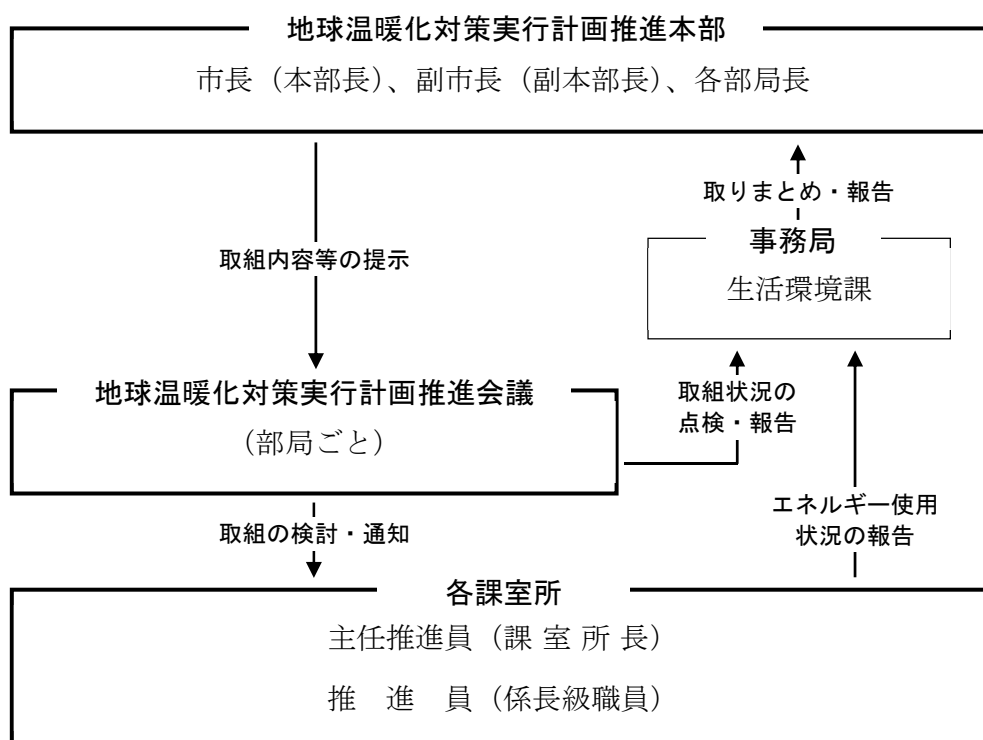


図4 推進体制

(1) 地球温暖化対策実行計画推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部局長で構成します。全庁に対し本計画に定める取組方針等を提示します。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 地球温暖化対策実行計画推進会議

各部局長を議長とし、各部局の課室所長等で構成します。本計画の効果的な推進を図るため、部局ごとに各施設等に応じた取組を検討して各課室所に提示します。また、各部局の取組状況の点検や効果等について取りまとめ、事務局へ報告します。

(3) 主任推進員

各課室所に主任推進員を置き、課室所長がこれにあたります。主任推進員は、各課室所の取組を指導します。また、各課室所の取組の実施状況について評価、進行管理を行います。さらに、毎月のエネルギー等使用状況について事務局へ報告します。

(4) 推進員

各課室所に推進員を置き、係長級職員がこれにあたります。推進員は、その所属等の現状に配慮し、課室所単位で本計画を推進します。

(5) 事務局

事務局は市民福祉部生活環境課に置き、本計画の推進に関する事務を行います。また、各課室所のエネルギー等使用状況及び各部局の取組状況を取りまとめ、地球温暖化対策実行計画推進本部に報告します。

2、点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

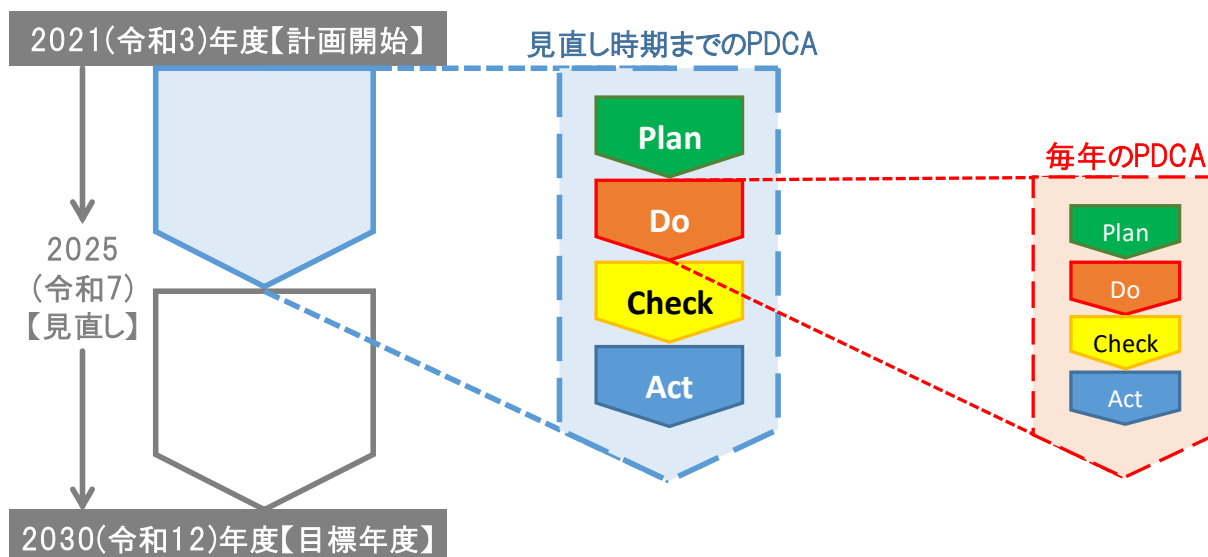


図5 PDCAサイクルのイメージ

参考資料

1. 横手市グリーン購入ガイドライン

横手市グリーン購入ガイドライン

このガイドラインは、「グリーン購入ネットワーク」が示した内容に基づいて作成しています。「グリーン購入ネットワーク」は、グリーン購入の取り組みを促進するために、企業・行政・消費者が同じ購入者の立場で参加している団体です。

商品の詳細については、下記のデータベースを参考にしてください。

○グリーン購入ネットワークホームページ <http://www.gpn.jp/>

ガイドライン・製品分野一覧

- GL-1 …… 「印刷・情報用紙」購入ガイドライン
- GL-2 …… 「コピー機・プリンタ・ファクシミリ」購入ガイドライン
- GL-3 …… 「トイレットペーパー」購入ガイドライン
- GL-4 …… 「パソコン」購入ガイドライン
- GL-5 …… 「冷蔵庫」購入ガイドライン
- GL-6 …… 「文具・事務用品」購入ガイドライン
- GL-7 …… 「洗濯機」購入ガイドライン
- GL-8-1 …… 「照明」購入ガイドライン <Ⅰ> 照明計画
- GL-8-2 …… 「照明」購入ガイドライン <Ⅱ> 照明器具
- GL-9 …… 「自動車」購入ガイドライン
- GL-10 …… 「エアコン」購入ガイドライン
- GL-11 …… 「オフィス家具」購入ガイドライン
- GL-12 …… 「テレビ」購入ガイドライン
- GL-13 …… 「制服・事務服・作業服」購入ガイドライン

GL-1 「印刷・情報用紙」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	印刷用紙（非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙）及び情報用紙（PPC用紙、フォーム用紙、インクジェット用紙、複写用紙、感熱紙等）を対象とする。
2. ガイドライン	<p>印刷・情報用紙の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 古紙パルプ、環境に配慮したバージンパルプ★を多く使用していること。 <ol style="list-style-type: none"> ①原料となる全ての木材等は、原料産出地（木材伐採地）の法律・規則を守って生産されたものでなくてはならない。 ②森林環境に配慮した「森林認証材」や「植林材★」、資源の有効利用に資する「再・未利用材★」等からつくられていること。 ③塩素ガスを使わずに漂白されたものであることが望ましい（ECFパルプ等）。 2) 製造事業者が、原料調達時に産出地の状況を確認して持続可能な森林管理に配慮していること。 3) 表面塗工の度合いができるだけ少ないこと。 4) リサイクルしにくい加工がされていないこと。

★バージンパルプ … 木材等（ケナフ等の栽培植物を含む）を原料としてつくられ、まだ一度もリサイクルされていないパルプ。「フレッシュパルプ」とも呼ばれる

★植林材 … ケナフ等の栽培植物

★再・未利用材 … 製材残材、林地残材、再利用材（建築廃材、家屋解体材等）、間伐材、農業副産物（バガス等）

GL-2 「コピー機・プリンタ・ファクシミリ」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	電子写真方式またはインクジェット方式のコピー機、プリンタ、ファクシミリ及びその複合機を対象とする。
2. ガイドライン	<p>コピー機、プリンタ、ファクシミリ、及びその複合機の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用時の消費電力量が少ないこと。 2) 待機時の消費電力量が少ないこと（国際エネルギースター計画を参照）。 3) 紙の使用量を削減できる機能が付いていること（両面コピー／印刷機能、複数ページコピー／印刷機能）。 4) 使用済み製品が回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること。

	<p>5) カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジが回収され、部品再使用及び素材のリサイクルが行われること。</p> <p>6) 再使用部品や再生プラスチック材を多く使っていること。</p> <p>7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB★、PBDE★）を極力含まないこと。</p>
--	---

★PBB … 多臭化ビフェニル

★PBDE … 多臭化ジフェニルエーテル

GL-3 「トイレtpペーパー」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	トイレtpペーパー（ロール状の製品）を対象とする。
2. ガイドライン	<p>トイレtpペーパーの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。なお「原料が古紙100%であること」は、最も優先すべき要件である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原料が古紙100%であること。 2) ロール幅が狭いこと（購入の目安は幅105mm）。 3) シングル巻きであること。 4) 芯なしタイプであること。 5) 白色度が過度に高くないこと。

GL-4 「パソコン」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	<p>パーソナルコンピュータ（以下、パソコンと表記）及び周辺機器を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パソコンとしては、クライアント型のうち、デスクトップ型及びノート型パソコンを対象とする。 ●周辺機器としては、モニター、ハードディスク、キーボード、マウス、各種ドライブ（CD、DVD、MO等）を対象とする。 ●上記機器に同梱されて販売される、ACアダプタ、ケーブル、スピーカー、ユーザーマニュアル、梱包材等も対象に含む。
2. ガイドライン	<p>パソコンの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用時・待機時の消費電力が少ないこと（省エネ法、国際エネルギースタープログラムの基準を満たし、低電力モードでの消費電力が少ないこと）。 2) 長期使用や再使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。また、修理体制が充実していること。 3) 使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。 4) 製造事業者が、引き取った使用済み製品とその部品の再使用を積極的に進め、再使用できないものについては素材の

	<p>リサイクル比率を高めるよう努めていること。</p> <p>5) 再生材料が多く使われていること。</p> <p>6) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) を極力含まないこと。</p> <p>7) 同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること。</p>
--	--

GL-5 「冷蔵庫」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	一般家庭向けの冷凍冷蔵庫、冷蔵庫、及び冷凍庫を対象とする。
2. ガイドライン	<p>冷凍冷蔵庫、冷蔵庫、及び冷凍庫の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <p>1) 使用時の消費電力量が少ないこと。</p> <p>2) 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層破壊と地球温暖化影響の小さい物質を使用していること。</p> <p>3) 長期使用するための、修理体制が充実していること。</p> <p>4) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。</p> <p>5) 再生プラスチック材が多く使われていること。</p> <p>6) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) を極力含まないこと。</p>

GL-6 「文具・事務用品」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	<p>このガイドラインは、下記の文具・事務用品を購入する際に環境面から考慮すべき重要な観点をリストアップしたもので、容器は製品の一部と見なし、ガイドラインの対象に含むものとする。(包装はガイドラインの対象としない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務用紙製品 (レポート用紙・伝票など) ○その他の紙製品 (ノート類・封筒など) ○ファイル・バインダー・アルバム・ファイリング用品 ○筆記具・修正具 (鉛筆・ボールペン・消しゴムなど) ○のり・粘着テープ ○絵画・書道用品 (筆・絵の具・ケースなど) ○印章・スタンプ用品 (印章・朱肉・スタンプ台など) ○表示・整理・机上用品 (名札・レターケース・ブックスタンドなど) ○その他の文具・事務用品 (ラベル・はさみ・ステープラーなど) ○OAサブライ用品 (OHPシート・OA収納用品・OAラックなど)

	○分別・回収用品（リサイクルボックス・缶・ボトルつぶし機など）
2. ガイドライン	<p>文具・事務用品の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <p>＜共通項目＞</p> <p>1) 再生材を多く使用していること。</p> <p>＜個別項目＞</p> <p>【事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル】</p> <p>2) 白色度が過度に高くないこと。</p> <p>【ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印章・スタンプ用品、カッターナイフ】</p> <p>3) 消耗部分を交換・補充できること。</p> <p>【ファイル・バインダー、アルバム】</p> <p>4) 表紙ととじ具が分離し、とじ具を繰返し使用できること。</p> <p>5) 繰返し使用するために見出しラベルを交換できること。</p> <p>【紙製の粘着テープ・ラベル】</p> <p>6) 樹脂ラミネート加工をしていないこと。</p> <p>7) 水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用していること。</p> <p>【シャープペンシル】</p> <p>8) 残芯が少ないこと。</p> <p>【カッティングマット】</p> <p>9) 両面使用が可能であること。</p>

GL-7 「洗濯機」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	一般家庭用の全自動及び二槽式洗濯機、洗濯乾燥機を対象とする。
2. ガイドライン	<p>洗濯機の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <p>1) 使用水量が少ないこと。</p> <p>2) 風呂の残り湯が利用できる給水機能が付いていること。</p> <p>3) 使用時の消費電力量が少ないこと。</p> <p>4) 長期使用するための、修理体制が充実していること。</p> <p>5) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。</p> <p>6) 再生プラスチック材が多く使われていること。</p> <p>7) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。</p>

GL-8-1 「照明」購入ガイドライン <Ⅰ> 照明計画	
1. 対象の範囲	住宅や事務所などの施設及び屋外における照明計画にあたって環境側面から考慮すべき重要な視点をリストアップしたもの。
2. ガイドライン	<p>照明計画を立てる際には、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない方法を選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 適切な照度について考慮する。 2) 昼光（自然光）を利用する。 3) 全般照明と局部照明を適切に組み合わせる。 4) 照度センサー、人感センサー、タイマー機能、調光機能などを導入する。 5) 施設全体の照明を自動制御できるシステムを導入する。 6) スイッチ配線は必要に応じて区画ごとに消灯できるようにする。

GL-8-2 「照明」購入ガイドライン <Ⅱ> 照明器具	
1. 対象の範囲	住宅や事務所などの施設及び屋外の照明器具を対象とする。
2. ガイドライン	<p>照明器具の購入にあたって、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省エネルギー型の器具であること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 蛍光ランプ器具は、Hfインバータ*式であること。 ② 蛍光ランプ器具は、調光機能かタイマーによる初期照度補正機能があること。 ③ 点灯時間が短い場所に使用する器具は、センサー付きであること。 ④ 誘導灯は、高輝度誘導灯（冷陰極蛍光ランプ、LED）であること。 ⑤ 街路灯は、高効率のランプ（蛍光ランプ、ナトリウムランプ等）を使用した器具であること。 ⑥ 同種の照明器具においては、エネルギー消費効率が高いこと。 2) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。 3) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。

*Hfインバータ(Hf=High Frequency) … 高周波専用に設計されているため効率の高いHf蛍光ランプ(高周波点灯専用形蛍光ランプ)を使用できるので、同じ明るさならインバータ方式器具よりさらに省エネルギーになる

GL-9 「自動車」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	自動車を購入する際に環境側面から考慮すべき重要な視点をリストアップしたもので、乗用車及び軽・中量の貨物自動車でガソリンまたは軽油を燃料に使用している自動車を対象とする。

2. ガイドライン	<p>自動車の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃費が良く、二酸化炭素排出量が少ないこと。 2) 排出ガス中の窒素酸化物(NOx)、炭化水素(HC)、一酸化炭素(CO)、粒子状物質(PM)が少ないこと。 3) エアコンの冷媒にオゾン層破壊と地球温暖化影響の小さい物質を使用し、その量が少ないこと。 4) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを極力含まないこと 5) 車室内のVOC★濃度が低減されていること。 6) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。 7) 再生材料が多く使用されていること。 8) 車外騒音が小さいこと。
-----------	--

★VOC … 常温で揮発しやすい有機化合物のこと

GL-10 「エアコン」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	家庭用の電気ルームエアコンディショナー（後付けタイプ及びハウジングタイプ）を対象とする。
2. ガイドライン	<p>家庭用電気エアコンの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用時・待機時の消費電力量が少ないこと。 2) 冷媒にオゾン層破壊と地球温暖化影響の小さい物質を使用していること。 3) 長期使用するための、修理体制が充実していること。 4) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。 5) 再生プラスチック材が多く使われていること。 6) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。

GL-11 「オフィス家具」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	机、イス、収納家具、間仕切り等のオフィス家具を対象とする。
2. ガイドライン	購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。

	<ol style="list-style-type: none"> 1) 長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が充実していること。 2) 省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること。 3) 使用済み製品の回収、再使用、リサイクルの体制があること。 4) 再生材料が多く使われていること。 5) ホルムアルデヒド*の発散量が少ないこと。 6) トルエン*、キシレン*、パラジクロロベンゼン*の発散量が少ないこと。 7) イスは、一般ユーザーが自ら部品交換できること。
--	--

*ホルムアルデヒド … 刺激臭のある無色の液体でメチルアルコールを酸化して得られる

*トルエン … 芳香族炭化水素のひとつ。ベンゼンの水素原子1個をメチル基で置換した化合物。無色、可燃性の液体で特異臭がある。コールタールの分留、石油の分解・改質などにより得られる。染料・爆薬・合成樹脂などの原料、また溶剤として広く用いられ、シンナーの主成分。トルオール。メチルベンゼン

*キシレン … 芳香族炭化水素のひとつ。ベンゼンの水素二つをメチル基で置換したもの。オルト・メタ・パラの3種の異性体がある。有毒で引火性のある無色透明の油状液体。石油の改質油から抽出される。有機溶剤・合成樹脂の原料にする

*パラジクロロベンゼン … ベンゼンを鉄の存在下で塩素化してつくる無色板状結晶。昇華性で、染料合成の中間体であり、衣類の殺虫剤として広く用いる

GL-12 「テレビ」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	テレビジョン、受信機を対象とする。
2. ガイドライン	<p>テレビの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用時・待機時の消費電力量が少ないこと。 2) 長期使用するための、修理体制が充実していること。 3) 使用後に分解して素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。 4) 再生プラスチック材が多く使われていること。 5) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。

GL-13 「制服・事務服・作業服」購入ガイドライン	
1. 対象の範囲	「制服」「事務服」「作業服」として利用する場合の衣服を対象とする。
2. ガイドライン	制服・事務服・作業服の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。

- 1) 素材に化学繊維を用いる場合は、再生材を使用していること。
- 2) 着用時の省エネルギーにつながる、素材・デザイン面の配慮がなされていること。
- 3) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること。
- 4) 製品中の遊離ホルムアルデヒド量が少ないこと。
- 5) ディルドリン*が使用されていないこと。

*ディルドリン … 農薬のひとつ。有機塩素系で、果樹・野菜の害虫駆除などに使われる。土壌や農作物への残留性が高く、現在は使用禁止

発行 横手市

編集 横手市市民福祉部生活環境課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

TEL 0182-35-2184 FAX 0182-33-7838

URL <https://www.city.yokote.lg.jp>

Email kankyo@city.yokote.lg.jp